

子どもは…

公立保育園



- 合併後は、市内のどの保育園でも利用できるようになります。
- 保育料は、平成17年3月までは今までどおりです。各町村にお住まいの方の保育料は、平成17年度は、現在の保育料と上越市の保育料との差額の1/2を上越市の保育料に近づけた金額とし、平成18年4月から上越市の金額に統一します。
- 延長保育を行っている保育園では今までどおり延長保育を行います。時間は合併時(平成17年1月1日)から上越市の制度に統一し、午後6時まで又は7時までとなります。午後6時から7時までは保育料200円が必要です。
- 一時保育を行っている保育園では今までどおり一時保育を行います。一時保育の保育料は、合併時から上越市の制度に統一し、3歳未満児は1日1,500円、3歳以上児は1日1,100円となります。
- 通園バスと通園費補助制度は合併後3年間は今までどおりです。その後は、通園バスと通園費補助制度を続けることを基本に新しい制度をつくりま

小・中学校



- 学校区は今までどおりです。
- スクールバスは合併後5年間は今までどおりです。その後も必要なものは残します。
- 通学援助費は合併後5年間は今までどおりです。平成22年度から新しい基準をつくりま
- 特殊学級の体制は平成17年4月から上越市に統一し、障害児の学校生活を支援するための介護員を配置します。
- 放課後児童クラブは合併時(平成17年1月1日)から上越市の制度に統一し、開設時間は、月曜日から金曜日までは午後7時まで、土曜日、春・夏・冬休みは午前8時から午後7時までとなります。利用料は月4,000円です(ただし、春・夏・冬休みのみ利用する場合は、利用料が異なります。また、午後6時から午後7時までの間利用する場合は、1回につき100円です)。



文化活動や生涯学習は…

芸術・文化活動



- 各町村で行っているコンサート、演劇鑑賞会、文化講演会や住民の文化活動の発表会などは、引き続き実施します。
- 各町村が実施している作品展などは、原則として「上越市美術展覧会(市展)」に統一します。なお、一部は地区の作品展として行います。

文化財

- 町村指定の文化財は、地域の歴史や伝統を受け継ぐ財産として上越市に引き継ぎます。なお、合併時(平成17年1月1日)にはこれらの文化財を上越市の「準文化財」(仮称)に位置付け、合併後3年以内に「文化財」の指定について文化財調査審議会で審議します。
- 各町村の遺跡発掘調査事業は、すべて上越市に引き継ぎ、埋蔵文化財の保護に努めます。

生涯学習・スポーツ

- 各種講座、教室、イベントなど各町村の生涯学習事業は、上越市に引き継ぎ、実施します。なお、事業の実施方法などは合併後の状況を踏まえて見直します。
- 各種グループや団体への活動補助金は合併後3年以内に上越市の基準に統一します。



公共施設の利用

- 集会施設や体育施設など公共の施設の開館・閉館時間は、原則として合併時(平成17年1月1日)から上越市の施設を基にした開館・閉館時間に統一しますが、地域の実情に合わせた運営を行います。
- 使用料は、原則として、現在無料のものは合併後3年以内をめどに有料化し、料金設定は、合併時から1時間単位の設定とします。なお、一部の施設については設置の経緯や利用状況などを考慮して今までどおりの取扱いとします。
- 使用料の減免基準は合併時から上越市に統一しますが、個別具体的な取扱い基準については、合併後3年をめどに検討・調整を行います。町村で既に減免対象となっている団体は合併後も減免対象としますが、具体的な基準の検討、調整に合わせ見直しを行います。
- 冷暖房使用料金は合併後3年をめどに施設使用料金に含めます。